

上場維持基準・詳細（プレミアム市場・メイン市場・ネクスト市場）

プレミアム市場

項目	上場維持基準（プレミアム市場）
株主数	株主数が、事業年度の末日において 800 人未満である場合において、1 年以内に 800 人以上とならないとき
流通株式数	流通株式数が、事業年度の末日において 20,000 単位未満である場合において、1 年以内に 20,000 単位以上とならないとき
流通株式比率	流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の 35% 未満である場合において、1 年以内に 35% 以上とならないとき (第三者による事業再生の結果、基準に抵触することとなった場合は 5 年以内の適合に向けた具体的な計画を開示する場合を除く。)
個人株主基準	個人株主の所有する株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券の数の 5% 未満、かつ、株主数が 2,000 人未満である場合において、1 年以内に 5% 以上又は 2,000 人以上とならなかったとき (第三者による事業再生の結果、基準に抵触することとなった場合は 5 年以内の適合に向けた具体的な計画を開示する場合を除く。)
売買高	最近 6 カ月間（1～6 月、7 月～12 月）の月平均売買高が 40 単位未満である場合
時価総額	事業年度末日以前 3 か月間の平均時価総額が 100 億円に満たない場合において、1 年以内に 100 億円以上とならないとき (3 か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要)
純資産の額	純資産の額が負となった場合において、1 年以内に負の状態でなくならなかったとき（原則として連結貸借対照表による） ※以下のいずれかに該当する場合を除く a. 審査対象事業年度の末日以前 3 か月間の平均時価総額が 1,000 億円以上の場合（改善に向けた計画を適切に開示しているものに限る。）

	<p>b. 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過でなくなることを計画している場合 (3か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要)</p>
--	--

メイン市場

項目	上場維持基準（メイン市場）
株主数	株主数が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき
流通株式数	流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上とならないとき
流通株式比率	流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の10%未満である場合において、1年以内に10%以上とならないとき (第三者による事業再生の結果、基準に抵触することとなった場合は5年以内の適合に向けた具体的な計画を開示する場合を除く。)
個人株主基準	個人株主の所有する株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券の数の5%未満、かつ、株主数が300人未満である場合において、1年以内に5%以上又は300人以上とならないとき。 (第三者による事業再生の結果、基準に抵触することとなった場合は5年以内の適合に向けた具体的な計画を開示する場合を除く。)
売買高	最近6カ月間(1～6月、7月～12月)の月平均売買高が3単位未満である場合
時価総額	事業年度末日以前3か月間の平均時価総額が5億円に満たない場合において、1年以内に5億円以上とならないとき (3か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要)
純資産の額	純資産の額が負となった場合において、1年以内に負の状態でなくならなかったとき(原則として連結貸借対照表による)

	<p>※以下のいずれかに該当する場合を除く</p> <p>a. 審査対象事業年度の末日以前 3 か月間の平均時価総額が 1,000 億円以上の場合（改善に向けた計画を適切に開示しているものに限る。）</p> <p>b. 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過でなくなることを計画している場合 （3か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要）</p>
--	--

ネクスト市場

項 目	上場維持基準（ネクスト市場）
株主数	株主数が、事業年度の末日において 150 人未満である場合において、1 年以内に 150 人以上とならないとき
売買高	最近 6 カ月間（1～6 月、7 月～12 月）の月平均売買高が 10 単位未満となり、かつ、月平均値付率が 20%未満となり、その後 6 カ月間の月平均売買高が 10 単位以上又は月平均値付率が 20%以上にならなかったとき
時価総額	事業年度末日以前 3 か月間の平均時価総額が 2 億円に満たない場合において、1 年以内に 2 億円以上とならないとき （3か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要）
業績	最近 4 連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1 年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき （上場後 3 年以内に終了する連結会計年度を除く） （継続企業の前題に関する事項を注記しない場合を除く）
純資産の額	純資産の額が負となった場合において、1 年以内に負の状態でなくならなかったとき（原則として連結貸借対照表による） ※以下のいずれかに該当する場合を除く a. 審査対象事業年度の末日以前 3 か月間の平均時価総額が 1,000 億円以上の場合（改善に向けた計画を適切に開示しているものに限る。） b. 法的整理、私的整理、地域経済活性化支援機構の再生支援により債務超過で

なくなることを計画している場合

c. 上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合

(3か月以内に基準に適合するための取組み等を記載した計画書の提出が必要)